

滋賀県 最終評価結果書（案）

資料3

都道府県名	滋賀県	都道府県コード	25
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要（平成30年度末時点）

(1) 交付市町村数	10	市町村						
(2) 協定数	150	協定	【うち集落協定	148	協定	うち個別協定	2	
			集落協定参加者数	4,235	人			
(3) 交付面積	1,736	ha	【対象農用地面積	2,405	ha	交付面積率	72.2	
			【協定締結面積	1,770	ha	協定締結面積率	73.6	
			【地目別交付面積内訳	田	1,688	ha	畑	48
				草地	0	ha	採草放牧地	0
(4) 交付金額	262,811	千円	【うち共同取組活動分	169,440	千円	うち個人配分	93,372	
							千円】	

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等		
	令和元年度末までに目標の達成が困難と思われる集落については、目標達成のため、話し合いや集落の活動内容についての助言・指導を行っている。また、目標の達成の可否に関わらず、事業の取組内容についての助言を実施している地域もあり、その結果、獣害柵の維持管理や林地の下草刈り等が実施された。鳥獣被害の大きい地域においては、獣害に強い作物の作付け方法を指導し、一部地域でリンドウや生姜の作付けが行われた。		
・ 指導・助言を行っている協定の現状	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	75	協定
	② 上記のうち		
	・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	55	協定
	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	20	協定
	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数		協定
	③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	121	協定
	④ 上記のうち		
	・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	104	協定
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	17	協定	
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数		協定	

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	将来の農業について、担い手農家や集落全体で相談・サポートできる体制が構築された。また、農業組合との連携、集落営農組織の設立により体制が強化された。集落営農組合等の法人等の体制整備により農地が集積された地域もあり、持続的な農業生産活動が可能な体制が整備された。
	取組に対する評価及び関連する課題
	協定農用地の農業生産活動を維持できる体制が整備されており、高く評価できる。長期的には、農業者離れの進行が懸念されるため、持続的な取組となるよう、特に法人等の農地の受け手がいない地域において、引き続き担い手の育成・確保等が必要である。企業、大学との連携等による地域資源の活用や農地を引き受ける担い手の育成等地域の実情に応じた取組が不可欠である。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	・耕作放棄の防止等の活動	取組の概要及び取組により生じた効果		
		137協定が柵、ネット等の設置による鳥獣被害の防止対策を実施し、獣害防止柵の維持管理による鳥獣被害の軽減が図られた。109協定が農地の法面管理を実施し、定期的な点検や簡易な補修により、法面の崩壊を未然に防止することができた。賃借権の設定等を実施している地域もあり、地域の実情に応じた活動により耕作放棄地の発生を防止できた。		
			集落協定	個別協定
		① 協定締結面積	1,754 ha	16 ha
		② 農振農用地区域への編入面積	ha	ha
		③ 既荒廃農地の復旧面積	ha	ha
	取組に対する評価及び関連する課題			
	集落全体の共同活動で、鳥獣害防止柵の適切な管理による鳥獣害被害の軽減、農地の法面管理による法面崩壊の防止が図られたことにより、耕作放棄地の発生が防止された。今後も継続的に農業生産活動等を実施するには、担い手の確保が必要である。施設の老朽化により、維持管理費用が増加し、特に小規模集落では施設の維持管理費用の不足が懸念される。			
	・水路、農道等の管理活動	取組の概要及び取組により生じた効果		
		県内では、地域ぐるみでの共同活動により、47.7kmの水路と26.5kmの農道が管理され、水路・農道等の適切な維持管理が図れた。		
			集落協定	個別協定
		① 管理する水路の延長	476,684 m	100 m
② 管理する農道の延長		264,564 m	50 m	
取組に対する評価及び関連する課題				
集落全体の共同活動で、水路・農道等の施設が適切に点検・維持管理され、耕作放棄地の発生が防止された。今後も継続的に農業生産活動等を実施するためには、担い手の確保が必要である。				
・多面的機能を増進する活動	取組の概要及び取組により生じた効果			
	106協定が定期的な周辺林地の下草刈りを実施し、鳥獣被害の軽減が図られた。景観作物の作付けを実施している協定は33協定あり、そばや芝桜、ツツジ等による景観形成につながった。他にも、棚田オーナー制度の実施や市民農園、体験民宿の運営、輪作の実施等、地域の実情に応じた取組がなされ、多面的機能の増進につながっている。			
		集落協定	個別協定	
	① 周辺林地の下草刈の面積	24 ha	0.1 ha	
	② 棚田オーナー制度の対象面積	1 ha	0 ha	
	③ 市民農園等の面積	0 ha	0 ha	
	④ 体験民宿等の施設数	4 施設	0 施設	
	⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	33 協定	0 協定	
⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	4 協定	0 協定		
取組に対する評価及び関連する課題				
景観形成や棚田オーナー制度による都市住民との交流により、多面的機能の発揮や地域コミュニティの活性化など、持続的な農業生産活動につながっており、高く評価できる。活動を持続的なものにし、今後も多面的機能を増進していくために、担い手の確保が必要である。				

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・ A 要件	取組の概要、取組により生じた効果 (体制整備単価が加算されていることによる効果)	
		該当なし	
		① 機械・農作業の共同化への取組面積	0 ha
		② 高付加価値型農業の実践への取組面積	0 ha
		③ 農業生産条件の強化への取組面積	0 ha
		④ 担い手への農地集積への取組面積	0 ha
	⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	0 ha	
	取組に対する評価及び関連する課題		
	法人の設立・担い手への集積等が困難な地域に対して、耕作条件改善等に向けた指導・助言の強化が必要と考えられる。		
	・ B 要件【第4期 対策新規措置】	取組の概要、取組により生じた効果 (体制整備単価が加算されていることによる効果)	
		1 協定がB要件に取組み、地場産のもち米を囲うし、青空市での販売を行っている。協定の新規参加者が活動の中心となっており、地域の活性化が図られている。	
		① 集落協定への新規参加者数	4 人
		うち女性	4 人
		うち若者	人
		うちNPO法人	法人
	うちその他【 】	人・団体	
	② 新規就農者等確保数	0 人	
	③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	1 協定	
④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	0 ha		
取組に対する評価及び関連する課題			
地場農産物の加工・販売による6次産業化が地域の活性化につながり、農業生産活動に対する集落の意欲も向上するなど、高く評価できる。			
・ C 要件	取組の概要、取組により生じた効果 (体制整備単価が加算されていることによる効果)		
	123協定がC要件に取組んでおり、耕作放棄の可能性があった時点で管理者や担い手に相談する等、サポート体制が構築され、安心して共同活動に取り組むことができた。また、C要件に位置づけた取り決めが実行されたことにより、耕作放棄地の発生を未然に防止できた。		
	① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数	123 協定	
	② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	4 協定	
	③ C要件に位置づけた取り決めにより農業生産活動が継続された面積	3 ha	
	取組に対する評価及び関連する課題		
支援体制をあらかじめ整備したことで、未然に耕作放棄地の発生を防止することができているため、高く評価できる。 農家の減少や高齢化の進行により、農地の受けての負担が年々増加し、これまでどおり協定農用地を継続して守ることが困難になりつつある中で、次期対策においても体制整備に向けた支援が引き続き必要である。			

	取組に対する評価及び関連する課題				
	<p>集落戦略の作成により持続的な農業の体制が整備され、地域コミュニティの強化が図れた。遡及返還規定が緩和され、万が一のことがあっても共同活動に安心して取り組める余裕ができたといった声があり高く評価できる。</p> <p>集落戦略の作成は非常に有効な取組であるが、15ha未満の協定では遡及返還の緩和措置を受けられず、活動に対して不安を抱いている集落もある。小規模集落では遡及返還規定への不安が要因で取組を断念した協定もあり、中山間地域の多くの集落が小規模集落である実態を踏まえ、小規模集落でも取り組める仕組みが必要。</p>				
・地域・集落の活性化	取組の概要及び取組により生じた効果				
	<p>5年間の取組期間において、積立により大型共同利用機械を購入し、営農環境が大きく改善された。景観作物作付けや収穫祭など都市住民と交流した事業を実施でき、地域活性化につながった。高齢者から若手、女性の参画による話し合いが増加し、農地を守る体制整備とあわせ地域コミュニティの活性化が図れた。</p>				
	取組に対する評価及び関連する課題				
	<p>集落内で話し合い計画を立てることで、共同利用機械の購入による効率的な農地の保全、都市住民との交流、若手・女性の参画、都市住民との交流が促進され、集落の活性化につながっており評価できる。</p> <p>活動が持続的なものとなるよう地域の实情に応じた形で、多様な主体との協働・連携等が必要。</p>				
・集落協定の広域化・集落間連携 (集落協定の統合)	取組の概要、取組により生じた効果（単価が加算されていることによる効果）				
	高島市で15未満の3協定が統合し、34haに広域化された。その結果、共同活動を継続するための人員を確保することが可能となり、農村協働力の向上、持続的な農業生産活動の実施につながった。				
	○	協定活動を継続するための人員が確保できた			
		交付金の規模が大きくなり、農業用機械・施設、基盤整備、鳥獣害防護施設などの充実や、事務局経費の確保が図られた			
		集落営農や認定農業者など農業の担い手が確保できた			
		事務局機能が一元化できた			
	○	農村協働力（集落機能）が向上した、維持できた			
		高収益作物の生産、加工・直売、都市との交流等により所得が向上した			
		事務担当の専任職員等が設置できた			
		定住条件が整備された			
		農外、地域外等の新たな人材が確保できた			
		その他【 】			
		効果なし			
	① 集落協定を広域化又は連携した協定数及び面積	1	協定	34	ha
	統合対象協定数及び農業集落数	3	協定	1	集落
	統合により増加した協定参加者数	0	人		
	統合により新たに協定に取り組んだ面積	0	ha		
② うち集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援）に取り組む協定数及び面積	0	協定	0	ha	
統合対象協定数及び農業集落数	0	協定	0	集落	
統合により増加した協定参加者数	0	人			
中心的な役割を担う人材の人数	0	人			
統合により新たに協定に取り組んだ面積	0	ha			
取組に対する評価及び関連する課題					

担い手が減少している中、集落連携・統合により、共同取組活動を実施するための人員確保が可能となり、農地の保全や農村協働力（集落機能）が向上するなど評価できる。

人口減少がすすむ中山間地域においては、広域化や集落間連携は有効であるが、近隣に取組集落がない等、連携が困難な地域においては、企業や大学等、外部との連携のための支援が必要。

・個人配分の上限 交付額の引き上げ 【第4期対策新規 措置】	取組の概要及び取組により生じた効果
	県内で100万円を超える個人配分を受け取っているのは1法人のみである。この法人は農用地の引き受けを行っており、耕作困難者が発生した際の農地の受け手となっている。
	取組に対する評価及び関連する課題
	個人配分は面積に応じて配分されることが多く、耕作困難な農地が生じた際に個人配分額が増加するため、引き受けに対する意欲が向上。 人口減少や高齢化により、耕作が困難な農地の増加が懸念されるため、受け手となる担い手の引き受け意欲が減退しないよう、継続的な支援は必要。上限交付額については、地域の実情に応じた形で設定する仕組みが良いと考える。
・その他	取組の概要及び取組により生じた効果
	取組に対する評価及び関連する課題

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当すると考えるものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
A	話し合いを通じて、集落ぐるみの持続可能な体制が整備され、耕作放棄地発生防止が確実に図られたことにより農業生産活動の維持・継続、農業農村の有する多面的機能の発揮につながっており高く評価。 本制度により、多くの集落において獣害防止柵の設置や点検、維持管理が実施され、鳥獣被害の軽減が図られた。超急傾斜農地保全管理加算の活用により、地域の実情に応じた保全活動等が実施され、維持管理に労力のかかる棚田が保全された。 集落内での話し合いにより交付金の用途を決めることが可能であるため地域の特色を活かした前向きな活動が実施され、地域の活性化、農村協働力の向上につながっており高く評価。 広域化・集落間連携は、中山間地域における持続的な農業生産活動等の活動に有効だが、中には集落間の連携が困難な地域もあり、地域の実情に応じた支援が必要。
	<input type="radio"/> ① 地域の実情に応じて交付金が活用できた
	<input type="radio"/> ② 一定期間、安定して交付金が交付された
	<input type="radio"/> ③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した
	<input type="radio"/> ④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された
	<input type="radio"/> ⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた
	<input type="radio"/> ⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた
	<input type="radio"/> ⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された
	<input type="radio"/> ⑧ 集落間連携への意識が醸成された
	<input type="radio"/> ⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された
	<input type="radio"/> ⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された
	<input type="radio"/> ⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された
	<input type="radio"/> ⑫ その他の効果【 】
	<input type="radio"/> ⑬ 効果なし
都道府県第三者委員会の意見	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前（第4期対策以前の期間も含む。）と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
○	① 耕作放棄地の発生が防止された 体制整備の話し合いにより農地の受け手が決められ、耕作放棄防止が図れた。協定違反による返還の規定が耕作放棄の抑制につながった。
○	② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力（集落機能）の向上・維持につながった 多面的機能の増進活動や超急傾斜加算の活用により棚田地域で都市住民交流活動等が行われ地域が活性化した。どの集落でも、活動継続のための話し合いが複数回開催され農村地域力の向上が図れた。
○	③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった 話し合いにより、集落ぐるみの共同活動が行われ水路・農道等の維持管理が適切に実施。施設の定期点検と異常が確認された場合の適時適切な維持補修、台風時の見回り等が実施され、防災面でも効果があった。
○	④ 鳥獣被害が防止された 多くの集落で獣害防止柵の設置等や維持管理が実施され、被害軽減につながっている。
○	⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した 景観形成や棚田オーナー制度による都市住民との交流により、多面的機能の発揮や地域コミュニティの活性化など、持続的な農業生産活動につながった。
○	⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された
○	⑦ 担い手への農地集積が進んだ
○	⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ 話し合いを通じて、農業用機械の共同購入が行われ、効率的な農業生産活動が可能となった。交付金の積立により、共同利用機械を購入することが可能となり、地域内の営農体制が良好になった。
○	⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた
○	⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた
○	⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった 超急傾斜農地保全管理加算の取組で、都市住民との交流を目的とした祭りの開催や地域の農産物の加工販売により、都市住民や非農家との交流が活発になり、地域の活性化にもつながった。
○	⑫ 協定参加者の世代交代（若返り）が進んだ
○	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった

	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	
	⑮ その他	
都道府県第三者委員会の意見		

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策（実施しているものを含む。）を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	農地を引き受ける担い手や集落を牽引するリーダーが不足し今後の活動に大きな影響があることから、地域の実情を踏まえつつ、集落間の連携に加えて、企業や大学等外部との連携・協働により農業生産活動を持続的なものとする必要がある。
	○ ② 担い手の不在	個人で農地を管理しており、担い手がいない地域があるため、営農法人等の組織を設立し担い手を確保する必要がある。集落内で人材が不足している地域も多くあるため、非農家や企業・大学等の外部の人材を確保する必要がある。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	第1期の取組開始時から同じ人物がリーダーを担っている地域もあり、今後リーダーが不足していくことが考えられる。このため、地域での営農法人の設立等、リーダーとなりうる人材の確保・育成が必要である。
営農に関する課題	④ 農地の生産条件（圃場条件）の不利	
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	多くの集落で本制度を活用した定期的な点検や補修が実施されているが、獣害防止柵等の老朽化がすすみ、費用の捻出等、維持管理に苦労している地域も多い。
	⑥ 農業収入の減少	
	○ ⑦ 農作業の省力化	人口減少が進む中で、担い手に農地が集中することが考えられるため、大型機械の導入等、少人数で農地を維持していく必要がある。このため、県内では地域営農体制緊急支援試行加算を活用し、農作業の省力化を検討する。
農村協働力（集落機能）に関する課題	⑧ 農村協働力（集落機能）の低下・共同取組活動の衰退	
	⑨ 集落内の話し合い回数の減少	
	⑩ 中山間地域の生活環境の改善	
本制度に関する課題	⑪ 交付金返還措置への不安	
	⑫ 行政との連携不足	
	⑬ 事業要件の見直し（協定期間（5年間）の短縮や交付単価の見直し等）	
	○ ⑭ 事務負担の軽減	役員の高齢化に伴い一部の限られた役員に業務が集中していることから、事務処理の軽減や効率的な活動に向け、広域化・集落間連携を推進。あわせて、事務の更なる簡素化を図る必要がある。
	⑮ その他	
	⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見		

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由	
<p>本制度に取り組んでいない農業集落について、集落協定を作成するための話し合いや参加者の同意を得ることが困難、中心となるリーダーが不在の地域が多い。また、事務処理が煩雑と捉えられており、事務負担が大きいため取組を断念された地域もある。県内では、過去に取組を行っていたものの、交付金額に対して事務処理の負担が大きいため等の理由から、取組を継続できなかった地域もあり、その後取組みの意向はない。</p>	

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	本交付金による活動により、継続的な農業生産活動につながっている。今後、活動の定着・取組面積の拡大に向け、事務負担の軽減やリーダーの育成等を図る。
② 農業生産体制の整備（担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組）	農家の減少や高齢化の進行により、農地の受けての負担が年々増加し、これまでどおり協定農用地を継続して守ることが困難になりつつある中で、次期対策においても体制整備に向けた支援が引き続き必要である。
③ 所得形成（農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組）	B要件や加算措置に取り組む地域での地場農産物の加工・販売による6次産業化が地域の活性化につながり、農業生産活動に対する集落の意欲も向上するが、維持管理で精一杯という地域もあり、地域の実情に応じて推進する必要がある。
④ 農村協働力（集落機能）の向上・維持、集落コミュニティの活性化	集落内で話し合い計画を立てることで、共同利用機械の購入による効率的な農地の保全、都市住民との交流、若手・女性の参画、都市住民との交流が促進され、集落の活性化につながるため、活動が持続的なものとなるよう地域の実情に応じた形で、多様な主体との協働・連携等が必要。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	小規模な集落協定において、集落間の連携・広域化は有効な手段だが、そういった取組が困難な地域もある。今後、活動の継続に不安を抱える小規模集落については、地域の実情を踏まえた上で、企業や大学等の多様な主体との連携・協働による取組を推進する等、小規模集落の維持について方策を検討。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	長大な法面の管理等、急傾斜地特有の取組に対し、超急傾斜農地保全管理加算により適切に保全が図れており、今後も棚田保全のため、継続的な支援が必要である。
⑦ その他（省力化等）	中山間地域における担い手や地域リーダーの育成・確保、広域化、多様な主体との連携・協働活動などの優良事例等を収集・整理し、集落等に対する、より一層の体制強化に向けた指導・助言を行っていく。
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、用途のあり方	各々の地域の特色を活かした活動が継続されるよう、今後も集落内の話し合いにより計画的な活用を実施していく必要がある。

都道府県第三者委員会の意見

--	--

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見

本制度は用途の自由度が高く地域の特性に応じて、多様で計画的な活用が可能であるため、地域の活性化につながっている。集落ぐるみで農地の保全管理をする体制が構築されることで、継続的な農業生産活動等を実施することができ、耕作放棄地の発生を防止する集落ぐるみの農地保全体制を持続的なものにするため、本制度の継続が必要である。

取り組んでいる全市町が本制度の継続が必要と考えており、取組まないと耕作放棄・農地荒廃が進展するため、中山間地域の振興には本制度の継続が不可欠である。

担い手の不足等、集落内で解決を図ることが難しい課題を解消するためには、集落間の連携や外部人材の確保が必要であり、企業・大学等の多様な主体との連携・協働を推進する必要がある。

鳥獣被害の持続的な低減が必要だが、進む老朽化等に対応する維持管理費用が不足しているため、加算措置などを要望していく。